

# 首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略作成業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略作成業務委託

## 2 業務の目的

平成 27 年以降、三重県への観光入込客数は徐々に増加している一方、首都圏からの観光入込客数については、コロナ禍の前から、年々減少しています。令和 6 (2024) 年に熊野古道世界遺産登録 20 周年、令和 8 (2026) 年にはお木曳行事などの第 63 回神宮式年遷宮に向けた諸行事がはじまるとともに、令和 7 (2025) 年の大阪・関西万博や、令和 9 (2027) 年のリニア中央新幹線東京・名古屋間の開業が予定されるなど、今後数年にわたって県内外で大規模なイベントが続き、国内外から多くの人がこの地域を訪れることが予想されることから、三重県への観光誘客にとっても非常に大きなチャンスとなります。

そこで、三重県の認知度をさらに高め、三重県が観光地として選ばれ続けるためには、これらの好機を見据え、三重の強みを生かした戦略的な観光プロモーションを展開し、さらなる誘客につなげることが必要です。特に国内外の人流や、あらゆる情報が集中する大都市圏での情報発信を強化していく必要があります。

以上のことから、本業務では、首都圏を中心とした大都市圏を対象に、戦略的な観光プロモーションを展開していくための指針となる、中期（令和 5 年度～令和 9 年度）のプロモーション戦略（「首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略（仮称）」）を作成することとし、合わせて、翌年度以降の戦略的なプロモーション展開に向け、効果や課題等を整理・検証するため、首都圏において、実験的に観光プロモーションを実施することを目的とします。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和 5 年 3 月 24 日（金）

### (2) 委託業務の主な内容

#### ア 「首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略（仮称）」の作成

##### 【スケジュール（案）】

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| ・令和 4 年 10 月上旬 | マーケティングの分析結果及び<br>プロモーション戦略（骨子案）の提示 |
| ・令和 4 年 11 月下旬 | プロモーション戦略（素案）の提示                    |
| ・令和 5 年 2 月下旬  | プロモーション戦略（最終案）の提示                   |
| ・令和 5 年 3 月    | プロモーション戦略作成                         |

#### イ 観光プロモーションの実施

- (ア) 誘客促進プロモーションの実施
- (イ) 交通広告の掲出
- (ウ) 「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務

## 4 委託業務の内容

### (1) 「首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略（仮称）」の作成

三重県へのさらなる誘客につなげるため、首都圏等大都市圏において、大阪・関西万博等の大規模イベントを見据えた戦略的な観光プロモーションを展開していくための指針となる、中期のプロモーション戦略（「首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略（仮称）」）を作成すること。

戦略の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

ア 対象期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とすること。

イ 対象地域は、首都圏及び関西圏とし、対象地域ごとに戦略を作成すること。

ウ マーケティングを実施し、その結果をふまえること。

エ 観光分野やプロモーションの専門家（複数）の知見をふまえること。なお、専門家の人選については、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」）と協議することとします。

オ 上記ウ及びエのマーケティング結果や専門家（複数）の知見に基づき、ターゲット及び数値目標を設定すること。また、数値目標は、可能な限り、観光消費額や観光入込客数等、客観的に検証できるものとする。

カ PDCA サイクルを取り入れた仕組みとすること。

キ 大阪・関西万博等の大規模イベントを見据えたものであること。

ク 知ってもらうための情報発信から、実際の誘客につながる取組へと、段階的にプロモーションを展開していくこととし、それぞれの段階に応じた効果的なプロモーションの手法を採用すること。

ケ 観光客の県内周遊を促進し、滞在日数の増加をめざすものであること（「拠点滞在型観光」を推進するものであること）。

コ 「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」に替わる、戦略期間を対象とした新たな三重県の観光キャッチコピー及びロゴマークを作成すること。なお、キャッチコピー及びロゴマークの作成にあたっては、コピーライターを活用することとし、その人選については、当委員会と協議することとします。

サ 3（2）アのスケジュール（案）に従い、マーケティングの分析結果及びプロモーション戦略の骨子案、素案、最終案を提示すること。

シ 現在策定中である「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」と「みえ元気プラン（仮称）」との整合性を図ること。（別添「（参考）強じんな美し国ビジョンみえ（最終案）」及び「（参考）みえ元気プラン（最終案）抜粋」参照）

ス 戦略の作成に際しては、当委員会と協議する余地があること。

### (2) 観光プロモーションの実施

翌年度以降の戦略的なプロモーション展開に向け、効果や課題等を整理・検証するため、首都圏において、実験的に観光プロモーションを実施すること。

## ア 誘客促進プロモーションの実施

(1) で作成する観光プロモーション戦略を見据え、仮説を立て、三重県の誘客促進にとって最も効果的と思われるプロモーションを実施すること。

業務の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- (ア) 実施場所は、首都圏営業拠点である三重テラス（日本橋）と連携した取組も視野に入れ、東京メトロ銀座線及び半蔵門線を通じて三重テラスにアクセスが容易な、渋谷駅及び渋谷周辺の商業施設等とすること。
- (イ) ターゲットは、首都圏近隣の観光地では味わうことができない特別な体験を求める顧客層（金銭的にも時間的にも比較的余裕がある層）とすること。
- (ウ) (1) ウのマーケティング結果をふまえること。ただし、マーケティングが完了していない場合は、旅行事業者、広告代理店その他リサーチ機関等が有する既存のデータをふまえることとします。
- (エ) (1) エの専門家（複数）の知見をふまえること。
- (オ) マーケティング結果（マーケティングが完了していない場合は、リサーチ機関等が有する既存のデータ）や専門家（複数）の知見に基づき、数値目標を設定すること。また、数値目標は、可能な限り、観光消費額や観光入込客数等、客観的に検証できるものとする。
- (カ) PDCA サイクルを取り入れた仕組みとすること。
- (キ) 「三重県観光マーケティングプラットフォーム」（観光 CRM）と連携を図り、プロモーションにおける顧客情報を同プラットフォームに収集・蓄積できる仕組みとすること。
  - ※ 「三重県観光マーケティングプラットフォーム」  
三重県を訪れた人にファンとなってもらうため、旅行者データを的確に把握し、旅行者一人ひとりの興味・関心・タイミングに合わせた旅行情報やクーポンを自動的に配信する仕組み。（別添「(参考) 三重県観光マーケティングプラットフォーム（全体像）」参照）
- (ク) 当委員会が実施している「スマホでみえ得キャンペーン」（※名称、内容は変更になる可能性があります。）の利用促進に係るプロモーションも合わせて実施すること。
- (ケ) 業務の実施に際しては、当委員会と協議する余地があること。
- (コ) 新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえること。

## イ 交通広告の掲出

三重県の認知度向上を目的として、今年度、当委員会は首都圏の主要駅等に交通広告を掲出することとしており、受託者は、当委員会に代わって、交通広告掲出に係る次の業務を行うこと。

### (ア) 交通広告の掲出

- ・ 受託者決定後に当委員会が指定する広告管理事業者と、受託者名で、交通広告掲出に係る契約を締結することとし、当該広告管理事業者との連絡・調整・契約等、交通広告掲出に係る一切の必要な業務を行うこと。

- ・ 交通広告は、駅の広告スペースを使用した駅貼り広告とし、デジタルサイネージも含むこと。
- ・ 掲出駅は、所得の高い乗客が日常的に利用すると思われる駅（例えば、JR 新宿駅や東京メトロ大手町駅など）とすること。
- ・ 予算上限は、2,000 万円を上限とすること。また、受託者は、予算の範囲内で、認知度向上にとって最も効果的と思われる場所に、最も効果的と思われるサイズで掲出することとし、その決定にあたっては、当委員会と協議すること。なお、予算の範囲内であれば、複数駅に複数箇所掲出することも可とします。
- ・ 本業務委託契約の締結後、交通広告の空き状況や交通広告のデザイン作成（下記（イ）参照）の状況をふまえ、可能な限り速やかに掲出すること。また、掲出期間は、可能な限り長期（最長で令和5年3月24日まで）とし、その決定にあたっては、当委員会と協議すること。

#### （イ） 交通広告のデザイン作成

掲出する交通広告のデザインを4案以上作成すること。また、デザインは、首都圏近隣の観光地と差別化でき、「あえて三重に行きたい」と思わせるような、インパクトのあるデザインとし、その作成にあたっては当委員会と協議すること。なお、デザイン作成期限は、契約締結日から4週間後とします。

#### ウ 「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」 出展に係る業務

令和4年9月22日から同25日にかけて、東京ビッグサイトで開催される「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」に当委員会として出展するにあたり、出展に係る次の業務を行うこと。

##### （ア） 出展者との連絡・調整

当委員会が確保している出展ブース内で出展する団体（以下「子出展者」という。）との連絡・調整を行うこと。

※ 子出展者は、伊賀上野 DMO、神宮ゲートウェイプロジェクト（一般社団法人明和観光商社）、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構、東奈良名張ツーリズム・マーケティングの4団体です。

##### （イ） 出展ブースの企画・設営等

出展ブース全体に係る外観やレイアウト、その他必要な物を企画・制作し、ブースを設営すること（出展期間終了後のブース撤去を含む。）。ただし、子出展者の展示物については、子出展者が独自の費用で制作します。

##### （ウ） 出展ブースの運営・管理

当日、出展ブースの全体運営・管理を行うこと。ただし、子出展者の展示物に係る来場者への説明や、各展示物の管理等については、子出展者が独自の人員で対応します。

なお、業務の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・ 出展の申込は完了していること。
- ・ 出展スペースとして、6スペース 54 m<sup>2</sup>（1スペース W3m×D3m）を確保済みであること。
- ・ 倉庫やスタッフルーム用に、レンタルルーム1部屋（W3m×D3m×H2.7m）を確保済みであること。
- ・ 業務の実施に際しては、当委員会と協議する余地があること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえること。

## 5 報告書及び成果物の提出

### (1) 納品物

次のいずれについても、紙媒体（原則としてA4版、1部）及び電子データにて提出すること。

- ア 「首都圏等大都市圏における観光プロモーション戦略（仮称）」 1部
- イ 「委託業務実績報告書」 1部

### (2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局  
（三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内）

### (3) 納入期限

令和5年3月24日（金）

## 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 当委員会に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 8 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。